

京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA運営委員会規程

(平成26年4月1日理事長決定)

(平成27年8月1日一部改正)

(平成29年7月13日一部改正)

(令和3年9月1日一部改正)

(令和5年9月27日一部改正)

(設置)

第1条 京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA(以下「ギャラリー@KCUA」という。)の事業等について審議し、ギャラリーの円滑な運営を行うため、京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) ギャラリー@KCUA長
- (2) 美術学部長及び美術研究科長
- (3) 芸術資料館長
- (4) 美術学部広報委員会委員長
- (5) 音楽学部教員 1名
- (6) 美術学部教員 1名
- (7) 日本伝統音楽研究センター教員 1名
- (8) 芸術資源研究センター所長又は専任研究員
- (9) 事務局長
- (10) 総務課長
- (11) 連携推進課長
- (12) ギャラリー@KCUA学芸員
- (13) 附属図書館・芸術資料館学芸員 1名
- (14) その他、委員長が認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。再任は妨げないが、職務上委員となる者を除き、引き続き3年を超えることはできない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、ギャラリー@KCUA長が務める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要があると認めるときに随時招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、ギャラリー@KCUAに関する次の事項を審議する。

- (1) 年間の事業の企画・運営に関する事項
- (2) 使用に関する事項
- (3) 展示の実施に関する事項
- (4) 市民開放に関する事項
- (5) その他、運営に関する事項

(ギャラリー企画・申請展部会)

第7条 委員長は、ギャラリー@KCUAでの展示内容を審査・調整するため、委員会にギャラリー企画・申請展部会（以下「企画部会」という。）を置く。

- 2 企画部会は、次の各号に掲げる者（以下「部員」という。）をもって構成する。
 - (1) 美術学部教員 2名
 - (2) 美術学部広報委員会委員長
 - (3) 連携推進課学芸員（ギャラリー@KCUA学芸員）
 - (4) 連携推進課長
 - (5) その他、委員長が必要と認める者
- 3 部員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 4 部員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 部会に部会長を置き、部会長の選出は部員の互選による。
- 6 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

(ギャラリー@KCUA 将来構想部会)

第8条 委員長は、ギャラリー@KCUAの将来構想を検討するため、委員会にギャラリー@KCUA 将来構想部会（以下「将来構想部会」という。）を置く。

- 2 将来構想部会は、第2条に掲げる委員の中から委員長が選出し、構成する。
- 3 部員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 部員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 部会に部会長を置き、部会長の選出は部員の互選による。
- 6 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、連携推進課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。